

諮問番号：令和元年度諮問第2号
答申番号：令和元年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成31年4月9日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による保育所入所保留処分（平成31年2月12日付け30葛子字第589号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人の子であるA（以下「子」という。）について、平成31年4月1日から保育を受けることを希望する内容で、保育所の入所申込みを行ったところ、処分庁が本件処分を行ったため、審査請求人が本件処分の取消しを求めたものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によると、審査請求人の主張は概ね以下のとおりであると解される。

- (1) 処分庁は、保育の必要性の認定しているにもかかわらず、入所が保留となっており、審査請求人及び子の保育を利用する権利が侵害されている。
- (2) 保育の利用を認められた児童との間に著しい不平等が生じる。
- (3) 保育を利用できないと、審査請求人及び審査請求人の夫の就労が困難になる。
- (4) よって、市区町村が保育を必要とする児童を保育しなければならない旨を定めた児童福祉法（以下「法」という。）第24条に違反するものであり、本件処分は取り消されるべきものである。

2 処分庁の主張の要旨

弁明書によると、処分庁の主張は概ね以下のとおりであると解される。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第24条では、市区町村は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所の利用について調整を行う場合には、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるように調整するものとされている。
- (2) 葛飾区保育の利用の調整等に関する規則（平成27年葛飾区規則第10号。以下「区規則」という。）第4条に基づき利用調整を行ったところ、子は入所保留となったも

のである。

(3) よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第24条違反について

法附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項は、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うものとし、これをうけて規則第24条は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとしている。

このように、法は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合を想定し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用することを認めているものであって、保育の必要性がある場合に、必ずしも保育を利用できるようにすることまで要求するものではない。

(2) 不平等であるとの主張について

保育の必要性に応じた合理的な根拠に基づくものであり、違法又は不当とはいえない。

(3) 就労継続が困難になるとの主張について

保育園に入所できなかった場合においても、ほかの代替手段が存在することから、保育を利用できなかったとしても就労継続が困難になるわけではなく、違法又は不当とはいえない。

(4) よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| 年 月 日 | 経 過 |
|----------------|--------|
| 令和元年 10 月 2 日 | 諮問書の受理 |
| 令和元年 11 月 18 日 | 審議 |
| 令和2年 1 月 20 日 | 審議 |
| 令和2年 2 月 18 日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件処分が法第24条に違反するか否か（以下「争点1」という。）であるが、本審査会においては、本件処分に係る通知における「理由付記」についても（以下「争点2」という。）争点とする。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

法第24条第1項は、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、同条第2項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しており、同条第2項と相まって、市町村に保育所を整備し、保育所において保育を実施する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

他方、法附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項の規定によると、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合は保育所等の利用について調整を行うものとする旨を規定している。これは、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合を想定し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用することを認めているものであって、保育所への入所を希望するすべての児童に対し保育を実施する義務を課したものと解することはできない。

本件処分は、審査請求人が希望した各保育所につき、利用調整の公平性確保を目的として定められた区規則第4条の利用調整基準に従って、当該保育所の申込者全員の各指数を算定し、比較して客観的に優先順位を定めたものであり、公正性の観点から妥当というべきである。

また、保育の利用が保留となったため、審査請求人等の就労継続が困難になることについて、事実上一定程度の因果関係があるとしても、本件処分による間接的な影響であり、法律上の因果関係は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 争点2について

行政手続法第8条第1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしている。この規定は、その処分の理由について、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服の申立てに便宜を与える意図の下に置かれたものと解される。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならない（最判昭和 60

年1月22日民集39巻1号1頁)。

ところが、本件処分における平成31年2月12日付け「利用調整結果通知書(保留)」における理由の記載は、「B保育園 40 希望保育施設の入所選考の結果、入所できる順位に達しなかったため(優先順位7)」というものにすぎず、この記載からは処分庁がいかなる過程を経て、どのような事実を本件審査基準にどのように適用した結果、指数が「40」になったのか、優先順位が「7」となったのか、優先順位7でなぜ子が入所保留になったのかを審査請求人に了知し得るとは到底いえない。

したがって、本通知書における理由付記の程度については、行政手続法が理由付記を要した趣旨に反しており、違法であるといわざるを得ない。

3 裁決について

本件処分は、手続的に行政手続法第8条第1項に違反しており、違法な処分として取り消しを免れないが、本件処分を取り消したとしても、適正な理由を提示して本件処分と同様に入所保留の処分が行われること等を総合的に考慮した結果、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第9 付言

「処分庁は、利用調整結果通知書と保育施設利用申込案内を見比べることにより、入所保留になった理由が把握できるとしている」としていると思料するが、行政手続法第8条第1項の趣旨は、利用調整結果通知書の理由付記のみで、当該処分の理由を示さなければならないということである。

上記第6の2(2)で述べたように、本件処分の理由付記は、処分庁がいかなる過程を経て、どのような事実を本件審査基準にどのように適用した結果、子が入所保留になったのかを審査請求人に了知し得るとは到底いえないものであり、行政手続法第8条第1項の趣旨に反し、違法である。行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服の申立てに便宜を与えるという同法同項の趣旨に鑑みれば、限られた期間の中で約700件にのぼる利用調整結果通知書に個々の拒否事由を記載するのは必ずしも容易ではないとしても、処分庁においては、保育の利用の申込者がどのような指数がどのような審査基準に基づいて算定されたか、かつ、申込者の希望する保育所には指数が何点までの申込人が入所可能とされたのか、また、優先順位とは何か、かつ、優先順位何番までが入所可能とされたか、優先順位が同位で入所の可否が分かれた場合には同位の

優先順位の申込人が何人いて、そのうち何番目まで入所可能となり、申込人が何番目だったのか等がわかる資料を決定通知に同封するなど、行政活動の効率性・円滑性を考慮の上、可能な範囲で利用調整結果通知書の理由付記欄の記載を改めるべきである。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明